

子ども・被災者生活支援法に基づく具体的施策の早期実現を求める意見書

平成24年6月21日、「東京電力原子力事故により被災した子どもをはじめとする住民等の生活を守り支えるための被災者の生活支援等に関する施策の推進に関する法律」いわゆる子ども・被災者生活支援法（以下、「支援法」という。）が、議員立法により全会一致で可決成立した。

この支援法は、被災者が、①支援対象地域を離れて他の地域に移動されたり、元の地域に戻られたりする選択の権利を尊重すること、②支援対象地域はもとより、支援対象地域以外の地域で生活される場合であっても適切に支援すること、③特に子どもへの健康被害を防止することなどが盛り込まれた、生活支援等施策を進める基本となる事項を定めたもので、具体的な施策は、政府の定める「基本方針」によるものとされているが、法律の成立から約1年が経過するにもかかわらず、いまだ「基本方針」が策定されていない状況にあり、3月15日に発表された復興庁による「原子力災害による被災者支援施策パッケージ」の内容も十分とは言えない。

福島第一原子力発電所事故からは2年3ヵ月が経過したが、今なお、多くの方が住み慣れた地域を離れて避難されており、奈良県内においても、住宅や仕事の確保、子どもの健康不安をはじめ、二重生活や帰省の費用等、様々な負担を強いられている。

ついては、国におかれては、被災者の現状を真摯に受け止め、支援法に基づき具体的な施策を迅速に実施するよう、次の事項について、強く要望する。

1. 支援法に基づく「基本方針」を策定し、各種の施策を早期に具体化するとともに、必要な予算措置を講じること。
2. 地方公共団体が行う関連施策に対して、国が財政上の措置等の支援を行うこと。
3. 支援法に基づき、基本方針や具体的施策に被災者の意見を十分に反映する措置を速やかにとること。
4. 避難者に対する公営住宅等の無償入居期間延長に対して、必要な措置をとること。
5. 放射能被曝による健康不安をもつ被災者に対し、健康診断と必要な医療補償をおこなうこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年 6月20日

大和高田市議会